

4 国内での CSF 発生を受けて実施した 養豚農家に対する飼養衛生管理指導

○向井悠太

要約

国内で 26 年ぶりに発生した豚熱（CSF）は令和元年 9 月に埼玉県で発生するなど、都への CSF 侵入リスクが高まっている。また、国では、防護柵の設置義務化などを盛り込んだ飼養衛生管理基準の改正を予定している。これを受けて、養豚農家の防疫体制を強化するため、以下の取組を実施した。

従来の飼養衛生管理基準の指導は、①定期検査（採血）時に実施していたため、十分な時間が取れず具体的な改善策の提案が困難であった。②口頭での指導のため、養豚農家にとって指導内容の把握が困難であった。③年 1 回の指導のため、改善確認やフォローアップが困難なことにより、不適事項が毎年ほぼ同じであった。そこで、今年度は、①定期検査とは別に飼養衛生管理基準指導のための立入指導を行うことにより、指導に時間をかけ、不適事項について実施すべき理由や養豚農家の実態に応じた具体的な改善策を提案した。②絵や写真を用いて視覚的に分かりやすい資料を作成し、文書による指導を実施した。③年 2 回の立入指導を行うこととし、改善確認およびフォローアップを実施した。その結果、多くの養豚農家で飼養衛生管理基準の遵守状況の改善がみられた。

さらに、都は今年度、CSF に対する緊急防疫対策として、防護柵、防鳥ネット、車両消毒設備、更衣設備の設置などを対象に補助事業を実施している。家畜保健衛生所（家保）は養豚農家への事業説明、意向確認、設置指導を実施し、事業の推進に寄与した。

埼玉県では野生いのししにおいて、CSF が継続して発生しており、青梅市の養豚農家から埼玉県の最も近い陽性の野生いのしし発見場所まで約 7 km となっている。都への CSF 侵入リスクは非常に高い状況であり、早急に養豚農家の防疫体制を強化する必要がある。一方、岐阜県や愛知県の発生農場では、飼養衛生管理基準が遵守されていない例が多く確認されたことから、国は文書指導とその後の改善確認を行うよう技術的助言を発出した。これにより、家保はより効果的な衛生指導を実施することが求められている。さらに、今後、飼養衛生管理基準の改正が予定されており、養豚農家は防護柵、防鳥ネット、更衣設備の設置、消毒記録の整備など、ハード・ソフト両面で対応する必要がある。

法改正や国の技術的助言に対応するとともに、早急に養豚農家の防疫体制を強化するため、以下の 2 つの取組を実施した。

飼養衛生管理基準の指導方法の改善

現状および課題

ここ数年の飼養衛生管理基準の指導では次のような課題があった。第 1 に、定期検査（採血）に飼養衛生管理基準の指導を実施していたため、指導に十分な時間をかけられなかった。そのため、各指導項目について、畜主からの聞き取りを行うのみで、実際の現地確認ができないこともあった。これにより、養豚農家の実態に応じた具体的な改善策の提案が困難な状況であった。第 2 に、指導が口頭のみであったため、畜主は

指導内容を理解しづらく、すぐに忘れてしまうことも多かった。第3に、指導が年1回のみであり、不適事項について改善確認やフォローアップができない状況であった。これらから、養豚農家は飼養衛生管理基準に沿った改善意欲がわかず、不適事項は毎年ほぼ同じであった。

改善内容

そこで、今年度は以下のとおり指導方法を改善した。第1に、定期検査とは別に立ち入りし、飼養衛生管理指導のみを実施した。これにより、畜主からの聞き取りだけでなく、実際に現状を確認することができた。また、不適事項について実施すべき理由や養豚農家の実態に応じた具体的な改善策を提案することができた。第2に、口頭指導に加え、文書指導を実施した。絵や写真を用いて視覚的に分かりやすい資料を作成し、後日郵送した(図1)。


飼養衛生管理基準の改善すべき項目と取組例		
改善すべき点	実施する理由	取組の例
2	飼養衛生管理区域に入場する車両の消毒を実施していませんでした。	<p>畜産関係の車両は他の農場、と畜場、化製場等を行き来しているため、消毒を実施しないと病原体が侵入してしまいます。</p>  <p>車両消毒</p>  <p>噴霧器の設置</p> <p>車両消毒実施中 噴霧器はこちら</p> <p>噴霧器の場所の明示(看板)</p>
3	踏込消毒槽は一部の豚舎の出入口に設置されていましたが、飼養衛生管理区域の境界には設置されていませんでした。また、一部の消毒槽は黒く汚って消毒効果が低下していると思われるました。	<p>①踏込消毒槽を飼養衛生管理区域の境界に設置しましょう。(豚舎の出入口にも設置するとより効果的です)</p> <p>②汚れると消毒効果が低下するので適宜交換しましょう。(畜産分野の消毒ハンドブック(中央畜産会)には、従業員が少ない農家で通常で使用した場合でも、2-3日でウイルスに対する効果が消失すると記載されています)また、以下のように、汚れを取ってから消毒するほうがより効果的です。</p>  <p>【踏み込み消毒槽】</p> <p>○ 洗浄水槽と消毒槽を用意し、農靴の汚れを落とすことから消毒槽に踏み込むと効果的です</p>

図1 文書指導の一例

また、記録に不備があった農家へは参考様式を同封した(図2)。第3に、指導回数を年2回に増やした。初回の立ち入り時に次回の立ち入り予定時期を伝え、それまでに改善するよう指導し、改善確認およびフォローアップを実施した。

家畜の異常に関する記録(記入例)

令和〇年

日付	対象家畜 (豚房の場所、導入日等)	異常内容 (頭数、症状)	対応方法	経過
〇月〇日	■豚舎 ▲豚房 〇月〇日導入群	〇頭中〇頭で下痢	抗生物質投与 獣医師に連絡	〇月〇日回復

図2 参考様式の提示

指導結果

10戸の養豚農家を対象に指導を実施したところ、車両消毒の実施、踏み込み消毒槽の設置、飲用水への野生動物の排せつ物混入防止対策、野生動物侵入対策(飼料の保管方法)など、飼養衛生管理基準の遵守状況の改善がみられた(図3)。

※ 10戸中

不適項目	不適戸数	改善戸数
車両消毒の実施	7	6
踏み込み消毒槽の設置	4	3
飲用水への野生動物の排せつ物混入防止	1	1
野生動物侵入対策(飼料の保管方法)	2	2

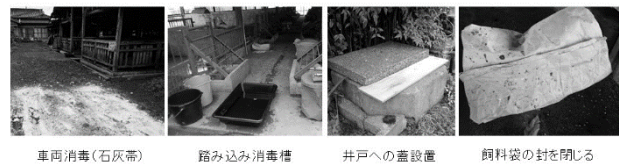


図3 指導後の改善状況

CSF 防疫緊急対策事業の推進

事業の概要および実施方法

都は今年度、CSF に対する緊急防疫対策として補助事業を実施している。本事業は、補助率10/10以内、補助上限額は1農家あたり3千万円、対象は防護柵や防鳥ネットの設置、人や車両に対する消毒設備の設置、更衣や長靴履き替え設備の設置など、飼養衛生管理基準改正案のハード面の整備に対応できる内容となっている。また、事業を円滑に推進するため、農業振興事務所、農業改良普及センター、家保で構成される事業推進班が設置された。農業振興事務所は事業の執行、農業改良普及センターは農家と農業振興事務所とのパイプ役および書類作成支援、家保は改正予定の内容を含む飼養衛生管理基準に係る調査・指導を担当した。家保は農業改良

普及センターと協力して養豚農家 10 戸を緊急巡回し、飼養衛生管理基準改正案および事業の概要を説明した。また、事業を活用する意向のある農家に対して、現場を確認しながら設置指導を実施した。その後、農家毎に調査結果を取りまとめ、農業振興事務所および農業改良普及センターと情報を共有した。

調査結果および指導内容

防護柵、車両消毒設備、飼養衛生管理区域境界における更衣設備、防鳥ネットについて整備状況を調査したところ、すべてで「なし」または「不十分」であった（図 4）。

	防護柵	車両消毒設備	更衣設備(境界)	防鳥ネット
A	なし	不十分	なし	なし
B	不十分	なし	なし	不十分
C	不十分	なし	なし	なし
D	なし	なし	なし	整備済
E	不十分	不十分	なし	なし
F	なし	なし	なし	なし
G	なし	なし	なし	なし
H	なし	なし	なし	なし
I	なし	なし	なし	なし
J	不十分	整備済	なし	なし

図4 防護柵等の整備状況

また、事業を活用する意向を調査したところ、2 戸が廃業を決断し、1 戸は重大な経営判断になることから回答を保留した。他の 7 戸については、防護柵は全農家が設置を希望し、車両消毒設備、更衣設備、防鳥ネットは意向あり・なしが半々であった（図 5）。

	防護柵	車両消毒設備	更衣設備(境界)	防鳥ネット
A	○	○	×	○
B	○	○	○	○
C	○	×	○	×
D	○	×	○	整備済
E	○	×	×	○
F	保留			
G	○	○	×	×
H	廃業			
I	廃業			
J	○	○	○	○

図5 事業活用の意向調査

都内の養豚農家は住居が豚舎に囲まれていたり、これら施設の設置スペースが確保できないことも多く、指導が困難な事例があった。防護柵は飼養衛生管理区域の境界上に設置するのが望ましいが、住居も含めて囲わざるを得ない事例もあった。車両消毒設備では、手持ち動噴を所有していても活用されない事例が散見されていたことから、センサー付きの自動消毒装置の設置を勧めたが、排水の問題で希望しない農家も多かった。そこで、手持ち動噴を整備する場合は、消毒が確実に実施されるよう消毒マニュアルや消毒記録の整備を指導した。更衣設備については、飼養衛生管理区域の境界上に設置できない農家に対しては区域の見直しを提案した。防鳥ネットは網目が 2 cm 以内と規定されているため、通風悪化の懸念から希望しない農家もあった。そこで、必要性を丁寧に説明するとともに、暑熱対策の助言も実施した。

課題と今後の方針

本事業や飼養衛生管理基準の改正案について理解を得られない事例もあった。設備の耐用年数が経過する前に廃業した場合は補助金を返還する必要があることから、数年以内に廃業を考えている農家は本事業を活用できなかった。また、防護柵などを設置しても CSF の発生を防ぐことはできないという考えから、整備に消極的な農家もあった。しかし、飼養衛生管理基準改正後は指導の対象となるため、家保は、飼養衛生管理基準を遵守することの重要性を丁寧に説明するとともに、CSF 発生リスクを低減させる方法を提案していく予定である。